

○用語の説明

一般会計	地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して、計上した会計で、特別会計で計上される以外のすべての経理を処理する会計。
特別会計	公営企業などの特定の事業を行う場合に、特定の歳入(収入)をもって特定の歳出(支出)に充て、一般会計と区別して個別に処理する必要がある場合において設置することができる会計。
普通会計	一般会計と特別会計の一部を合算した決算統計上の会計区分。 その合算に際しては、各会計間の繰り入れ、繰り出しに係る重複を控除する等の調整を行う。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模をいい、普通交付税の算定により算出される。
地方公営事業会計	地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。
形式収支	歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた額。
実質収支	形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額。(繰越事業に伴う一般財源等)当該年度までの収支の累積を表し、実質収支が黒字であるか赤字であるかは当該団体の財政運営の健全性を判断する基準となる。
一部事務組合	都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体。
第三セクター	地方公共団体が出資又は出えんを行っている民法法人及び商法法人をいう。 なお、「財政状況等一覧表」の第三セクター等には、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社(いわゆる「地方三公社」)、地方独立行政法人も対象となっている。
実質収支比率	実質収支の標準財政規模に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。
実質赤字比率	一般会計等(昭和町では、一般会計と湯水会計)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。
連結実質赤字比率	全会計を対象にした実質赤字(又は、資金の不足額)の標準財政規模に対する比率。
実質公債費比率	平成18年度から、地方債の許可制度から協議制度への移行に伴い導入された新しい財政指標で、当該団体の標準的な一般財源の規模に占める公債費相当額の割合を厳格化・透明化の観点から見直しを行い、導入された指数。 指数が18%以上の団体は、引き続き許可が必要とされている。
将来負担比率	一般会計等(昭和町では、一般会計と湯水会計)が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。
財政力指数	普通交付税の規定により、算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年間の平均値をいい、地方自治体の財政力を示す指数として用いられる。 この値が大きいほど財政力に余裕があり、1を超えた団体は交付税の不交付団体ということになる。
經常収支比率	人件費、扶助費、公債費等の義務的經常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする經常一般財源収入がどの程度充当されているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。 町村では、70%程度が望ましい。
早期健全化基準	財政健全化計画を定めなければならない健全化判断比率の基準で、標準財政規模により定められている。
財政再生基準	財政再生計画を定めなければならない再生判断比率の基準。
資金不足比率	公営企業(下水道事業特別会計)の健全化では、資金不足比率(資金の不足額/事業の規模)を用いる。資金不足比率が20%(経営健全化基準)以上のときは、経営健全化計画を定め経営の健全化に努める。